資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億円、資本準備金の額を四億八千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年七月二日

掲載頁　一五〇頁（号外第一四〇号）

平成二十三年五月十九日

北海道勇払郡安平町早来新栄六七一番地一

菱空リゾート開発株式会社

代表取締役　鶴川　順康

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年六月三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年六月二十五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年五月十九日

神奈川県平塚市河内三七〇番地

株式会社ユーミーオーナーズトラスト

代表取締役　相原　一好

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年六月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年五月十九日

東京都中央区銀座八丁目一四番一一号

株式会社エヌリンク

代表取締役　石井　実

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年六月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年五月十九日

神奈川県座間市広野台二丁目一番一一号

株式会社木梨電機製作所

代表取締役　城所　明男

株式移転につき通知公告

当社は、株式会社タカギホールディングス（住所静岡県富士市西柏原新田二〇一番地）を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので公告します。

平成二十三年五月十九日

静岡県富士市西柏原新田二〇一番地

髙木産業株式会社

代表取締役　髙木　裕三

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ディーアンドエムホールディングスと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年七月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年五月十九日

川崎市川崎区日進町二番地一

株式会社デノンコンシューマーマーケティング

代表取締役　本田　統久

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ディーアンドエムホールディングスと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年七月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年五月十九日

川崎市川崎区日進町二番地一

株式会社マランツコンシューマーマーケティング

代表取締役　本田　統久

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ディーアンドエムホールディングスと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年七月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年五月十九日

川崎市川崎区日進町二番地一

株式会社マッキントッシュ・ジャパン

代表取締役　稗田　浩

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である髙野紀之が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年五月十九日

東京都品川区東品川二丁目三番一四号

エスエフジェイ・アセット・カンパニー

日本における代表者　髙野　紀之

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である髙野紀之が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年五月十九日

東京都品川区東品川二丁目三番一四号

エスエフジェイ・ファンディング・カンパニー

日本における代表者　髙野　紀之

限定承認公告

本籍新潟県十日町市浦田五四七六番地、最後の住所新潟県十日町市浦田三〇二八番地三

被相続人　亡　樋口　正

右被相続人は平成二十三年一月三十一日死亡し、その相続人は平成二十三年五月十一日新潟家庭裁判所高田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十九日

新潟県上越市南城町一丁目一二番三号

相続財産管理人樋口三農

代理人弁護士　筒井　具子

限定承認公告

本籍福井県敦賀市三島二号三六番地、最後の住所福井県敦賀市三島町一丁目四番一八号

被相続人　亡　西田　繁次

右被相続人は平成二十三年三月六日死亡し、その相続人は平成二十三年五月九日福井家庭裁判所敦賀支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十九日

福井県敦賀市鉄輪町二丁目五番二号

相続財産管理人　藤原　陽子

限定承認公告

本籍東京都豊島区上池袋二丁目九番、最後の住所静岡県菊川市加茂四九六四番地

被相続人　亡　高橋　君代

右被相続人は平成二十三年一月九日死亡し、その相続人は平成二十三年五月九日静岡家庭裁判所掛川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十九日

静岡県菊川市下内田三一〇六番地の四九

相続財産管理人　須田百合香

限定承認公告

本籍三重県津市庄田町二二五六番地二、最後の住所大阪府豊中市新千里東町二丁目四D三―一〇二

被相続人　亡　青山　長

右被相続人は平成二十三年一月十九日死亡し、その相続人は平成二十三年四月二十八日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十九日

大阪府豊中市新千里東町二丁目四D三―一〇二

相続財産管理人　青山　孝子

正誤

ページ	段	行	誤	正
四	上	二〇～二三	行頭を一字上げる。	
〃	下	一～二一		
〃	上	終りから四～三		
五	〃	一九～二〇	行頭を二字上げる。	

（印刷誤り）

平成二十三年四月六日公布内閣府令第十九号（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令）

平成二十三年三月十一日（号外第四十九号）総務省告示第八十号（住居表示を実施した件）（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
九	三	終りから一〇	葛	葛
一〇	二	一四～二〇	匡	藤
〃	一	〃	〃	葛
〃	一	〃	〃	葛
一三	四	一四	史	樋
一四	二	八～一	樋	葛
一六	〃	終りから一四～一	葛	葛

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月十九日付第一〇二号六　四ページ●同日付政府調達第九一号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）